

○福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する  
法律施行細則

平成十七年四月一日

福岡県規則第四十号

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に  
関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)の施行に関し、土砂災害警戒区域等  
における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)及び  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則(平成十三  
年国土交通省令第七十一号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を  
定めるものとする。

(身分証明書)

第二条 法第五条第五項(法第二十二条第二項及び第三十条第二項において準用する場合  
を含む。)に規定する身分を示す証明書は、様式第一号によるものとする。

(平二七規則七・一部改正)

(標識の設置)

第三条 法第十条第一項の規定による許可(法第十七条第一項の許可を含む。以下「許可」  
という。)を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為の期間中、当該行為をする土地の  
見やすい場所に特定開発行為許可標識(様式第二号)を設置しなければならない。

(平二七規則七・一部改正)

(特定開発行為変更許可申請書)

第四条 法第十七条第二項に規定する申請書は、特定開発行為変更許可申請書(様式第三  
号)によるものとする。

2 前項の申請書には、省令第八条第二項の計画説明書及び計画図、同条第五項の構造計  
算書並びに省令第十条第一項の開発区域位置図及び開発区域区域図のうち、変更をしよ  
うとする事項に係るものを添付しなければならない。

(平二七規則七・一部改正)

(軽微な変更等の届出)

第五条 法第十七条第三項の規定による届出は、軽微変更等届出書(様式第四号)により行うものとする。

(平二七規則七・一部改正)

(住所等の変更の届出)

第六条 許可を受けた者は、住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更があつたときは、当該変更の日から十四日以内に、住所等変更届出書(様式第五号)にその事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(地位の承継)

第七条 許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る特定開発行為に伴う事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る特定開発行為に伴う事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る特定開発行為に伴う事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、当該承継の日から三十日以内に特定開発行為地位承継届出書(様式第六号)にその事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(特定開発行為の開始の届出)

第八条 許可を受けた者は、当該許可に係る特定開発行為を開始したときは、遅滞なく、特定開発行為開始届出書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第九条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副二通とし、許可に係る特定開発行為をする土地の区域を管轄する県土整備事務所長を経由しなければならない。

(平二一規則三九・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第三九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。